

# 令和5年度 松川町ゆうきの里を育てよう連絡協議会 臨時総会 次第

日時：令和6年2月22日 午後4時～  
場所：農村観光交流センターみらい

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 総会成立の報告

4. 議長選出

5. 議 事

第1号議案 化学肥料低減定着対策事業 融資について

6. その他

・教育委員会への提案について

(松川町学校・保育園の食材調達の指針について)

7. 議長退任

8. 閉 会

松川町ゆうきの里を育てよう連絡協議会 名簿

役職	所属組織等	氏名
会長	松川町長	北沢 秀公
副会長	松川町農業委員会 会長	松下 敏章
監事	松川町農業委員会 会長代理	北沢 ひろみ
	松川町農業委員会 委員	古谷 はるみ
	ゆうき給食とどけ隊 会長	久保田 純治郎
	ゆうき給食とどけ隊 副会長	牛久保 二三男
	直売所代表 もなりん	松沢 健史
	松川町教育長	小平 順一
	学校栄養士 中学校	片桐 美咲
	学校栄養士 中央小	木下 めぐ美
	学校栄養士 北小	北原 直美
	町栄養士 保健福祉課	浜岡 翔子
	町栄養士 保健福祉課	今井 奈穂美
	保育園 こども課 (保育園)	遠野 美幸
監事	松川町商工会 代表	小沢 文人
	アドバイザー アグロエコロジー研究者	吉田 太郎
	南信州農業農村支援センター 係長	木下 倫信
	J A松川支所営農課 課長	坂巻 勲
	町産業観光課 課長	田中 学
	町産業観光課農林係 係長	佐々木 静香
	町産業観光課農林係 主査	羽場 侑佳
	町産業観光課農業振興係 係長	宮島 公香
	町産業観光課農業振興係 主査	小沢 香織
	町産業観光課農業振興係 主任	原 恵
	農業法人推進員	吉川 昭

## 第1号議案

### 化学肥料低減定着対策事業 融資について

機械購入金額（総額）	1,438,290 円
化学肥料低減定着事業補助金（1/2 補助）	719,000 円
協議会負担額	719,290 円

融資先	八十二銀行松川支店
融資金額	800,000 円
返済期間	7年払い 1年間は支払い据え置き その後 毎月支払い
利息	2%

購入機械	堆肥散布車 (MSX650MB、ステップSET、アワメータ)
請負者	株式会社関東甲信クボタ豊丘営業所
契約締結日	令和6年 1月23日
納期	令和6年3月31日 (納品予定日: 令和6年3月4日)
契約金額	1,438,290円 (うち消費税130,754円)
支払方法	納品後 一括払い
保険	動産総合保険加入 → JA共済 (予定)

**堆肥散布車**

簡単操作と充実の機能で  
豊かな土壌作りのお手伝い!



# クボタ

**1台三役!**

積んで → 運んで → 散布

果樹園やハウスにピッタリ!!  
**自動積み込みOK!**  
HSTで簡単操作!

最大作業能力 **650kg** | 散布幅自在 **1.2~2.5m**

**MSX650MB** (セル付)

※ 税込 / **1,815,000円**  
小売価格 (税別 / 1,650,000円)

**オプション**



※MSX650MB専用

**ステップ・シートSET**  
0560-800-260-3  
[税抜37,000円]  
[税込40,700円]

- 自動積み込みで、手作業は不要!
- 散布量の無段階調節可能!
- HST制御で、走行速度調節・前後進の操作が簡単!

効率的な散布作業が可能!



拡散時

積み込み作業はわずか約60秒!



完熟堆肥

令和5年度 化学肥料低減定着対策事業について

令和6年2月22日

1. 現状と課題

肥料価格高騰により、また環境保全型農業の取り組みによる土づくりを行うため、たい肥の施用を希望する農家が今後、増加すると考えられる。

JAへのたい肥の注文は令和3年、22名73tだったのに対し、令和5年50名、149t。今後も肥料価格高騰の観点だけでなく、環境に配慮した農業を行う上で、たい肥散布機が必要と考える。

2. 化学肥料低減定着対策事業の活用

国では、「化学肥料の2割低減に向けた取り組み」の定着に向けた地域の取り組みを推進するとして、化学肥料低減定着対策事業を施行。

申請者は、町が加入する地域協議会とされており、条件が整っているゆうきの里を育てよう連絡協議会で申請を実施。肥料の効率利用農機のモデル導入支援。1/2の補助事業

3. 目的・事業内容

化学肥料の2割低減に向けた取組の定着のため、堆肥等国内資源を活用した肥料の散布を行う面積の拡大に向けて、必要な散布機、マニュアルスプレッダーの購入を計画。

要件: 散布機は、令和6年1月末日までに売買契約を締結した又することが確実なものであって、同年3月末日までに納品するものに限る。

現在、JAで確認している、たい肥購入者の半数が利用するとして、25名、70tを今回の農機具を利用して散布想定。

1t当たり散布費用7,000円。1年間の利用料49万円を想定。(うち:人件費14万円)

※オペレーター付き。利用希望により貸し出しも検討

取組の名称	取組予定面積 (ha)
堆肥等国内資源利用体制の強化支援	4

4. 事業費

農機具購入費 143万8,290円

国庫補助 71万9,000円

融資希望額 80万円(八十二銀行) 耐用年数7年間で償還

(堆肥散布車利用者負担金を返済に充てる)

5. 運用体制

一般社団法人グリーンみらい・まつかわ に管理運営を委託

## 松川町教育委員会へ提案

### 松川町学校・保育園給食の食材調達指針について

令和6年2月22日

松川町ゆうきの里を育てよう連絡協議会

松川町では地産地消の取り組みとして、平成21年から松川町産のお米を、児童・生徒の給食に提供しています。また令和2年からは、松川町内で栽培された環境に配慮した栽培方法で育ったお米や野菜を給食へ提供し、食材費についての支援を行っています。さらに令和5年10月からは、給食費無償化を実施しています。

このような動きがある中で、給食への町内産食材利用に関する指針を定め、安全に配慮した食材を栽培する農業者と給食関係者が協力し、食材を厳選し、給食の内容と安全性や質を維持するとともに、さらに充実・発展させることを目指していただきたいと考えます。

そのために必要な指針について、以下を参考に作成いただきたく、ご提案します。

#### 1. 食文化の伝承

- ・ 日常的に食べられる和食献立を積極的に取り入れる。
- ・ 和食献立に向く食材の紹介と調理法を伝える献立づくりを心がける。
- ・ 伝統行事と食との関係を伝えるため、行事食を取り入れる
- ・ 四季を大切にし、旬の食材の使用と紹介を行う。
- ・ これらの取り組みを深めるため、地域との交流を大切にする。

#### 2. 食材選定の方針

- ・ 食材の選定については、安全性を最優先し、地域内での食材については顔の見える関係により選定する。
- ・ 圃場視察等を定期的に行い、安全性の確認と生産者の安全への意識の確認を行う。

#### 3. 地産地消の推進

- ・ 町内産の野菜は、新鮮さや安全性に優れるだけでなく、食材が身近な生産地から届けられることで、子どもたちが生産に携わる人たちの努力や思いを知る機会となる。その点を重視し、町内生産者との連携を深めながら、地産地消を進める。
- ・ 町内産米・野菜・果物の優先使用を進める。
- ・ 町内生産者と栄養士との情報交換会を定期的で開催し、町内産米・野菜の生産状況の把握やより高い安全性の確認に努め、献立作成に反映していく。
- ・ 町内産米、野菜とその生産者の紹介を積極的に行っていく。

#### 4. 指針の更新

- ・ 関係者による意見交換会等により指針の更新は随時実施する。

# 松川町ゆうきの里を育てよう連絡協議会

令和2年12月22日

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この協議会は、松川町ゆうきの里を育てよう連絡協議会(以下「協議会」という。)という。

### (事務所)

第2条 協議会は、主たる事務所を松川町元大島 3823 番地松川町役場内に置く。

### (目的)

第3条 協議会は、松川町の豊かな自然や気候風土の保全・再生のために、環境保全型農業を推進するとともに、松川町産有機食材を活用した子どもたちの食事(給食)を推進し、もって松川町の農業振興と子どもたちの健康で豊かな食生活の実現に寄与することを目的とする。

### (活動の範囲)

第4条 協議会の活動の範囲は、松川町全域とする。

### (事業)

第5条 協議会は、第3条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 松川町の豊かな自然や気候風土の保全・再生に資する環境保全型農業の総合的推進に関すること。
- (2) 松川町産有機食材を活用した給食の推進に関すること。
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事業。

2 協議会は、前項に関する業務の一部を委託により実施することができるものとする。

## 第2章 会員等

### (協議会の会員)

第6条 協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 松川町長
- (2) 松川町農業委員会会長及び会長代理
- (3) 生産者代表
- (4) 長野県南信州農業農村支援センター代表
- (5) みなみ信州農業協同組合松川支所営農課長
- (6) 直売所代表
- (7) 松川町教育長
- (8) 小中学校栄養士
- (9) 保健福祉課栄養士

- (10) 松川町商工会代表
- (11) その他関係団体
- 2 協議会の会員は20名以内とする。
- 3 その他、必要に応じて有識者をアドバイザーとして参加要請する。

(届出)

第7条 会員は、その名称、所在地及び代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

### 第3章 役員等

(役員の数、選任及び任期)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名
- 2 役員は、会員の中から総会において選任する。
- 3 会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。
- 4 役員の任期は3年とし、再任を妨げないものとする。ただし、補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。補欠役員の任期は前任者の在任期間とする。

(役員の仕事)

第9条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 監事は会務及び会計を監査する。
  - (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
  - (2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
  - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の手当等)

第10条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができるものとし、特別職の職員で非常勤のものの手当及び費用弁償に関する条例(昭和31年松川町条例第11号)に準ずる。

### 第4章 総会

(総会の種類)

第11条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、会長とする。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。



4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

(2) 第9条第2項第3号の規定により監事が招集したとき。

(3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第12条 協議会の総会は会長が招集する。

2 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求があった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

3 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法)

第13条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 総会の議事は、第15条に規定するものを除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第14条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。

(4) 第5条の事業の実施に関すること。

(5) その他協議会の運営に関する必要な事項

(特別議決事項)

第15条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(1) 協議会規約の変更

(2) 協議会の解散

(3) 会員の除名

(4) 役員解任

(書面又は代理人による表決)

第16条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到着しないときは、無効とする。
- 3 前項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。
- 4 第13条第1項及び第4項の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第17条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項について記載する。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数及び当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
  - (3) 議案
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
- 3 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

## 第5章 事務局等

(事務局)

- 第18条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。
- 2 事務局は、松川町役場産業観光課農業振興係及び農林係が行う。
- 3 協議会は、業務の適正な執行のため、事務局長を置き、会長が任命する。
- 4 事務局は、事務局長が総括し、処理する。

## 第6章 会計

(事業年度)

第19条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第20条 協議会の経費は、次の各号に掲げるものをものとする。

- (1) 国及び県補助金、交付金
- (2) 松川町の負担金及び補助金
- (3) その他の収入

(事業計画及び収支予算)

第21条 協議会の事業計画及び収支予算は、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第22条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会開催の日の10日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
  - (2) 収支計算書
  - (3) その他必要な書類
- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに会長は、その監査報告書を総会に提出しなければならない。
- 3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。  
(事業終了後又は協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第23条 事業が終了した場合又は協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、町補助金相当額にあつては交付要綱等に基づき返還するものとする。

- 2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

## 第7章 協議会会長印の取り扱い

(種類)

第24条 会長印は「松川町ゆうきの里を育てよう連絡協議会」の名称を略して「松川町ゆうきの里育て協議会長之印」と調印するものとする。

- 2 公印の名称、形状、書体、寸法、用途、及び個数は、次のとおりとする。

- (1) 形状 松川町ゆうきの里育て協議会長之印
- (2) 書体 てん書
- (3) 寸法 22×22 (ミリメートル)
- (4) 用途 会長名をもって発する文書
- (5) 個数 1

## 第8章 雑則

(細則)

第25条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

### 附 則

- 1 この規約は、公布の日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の役員を選任については、第8条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第8条第4項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。
- 3 協議会の設立初年度の事業年度については、第19条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から令和3年3月31日までとする。